

令和7年度 第3回赤穂市使用料手数料等審議会 会議録

1 日 時 令和7年10月10日（金）
午後4時25分から午後5時30分まで

2 場 所 赤穂市役所6階大会議室

3 出席者

- (1) 委 員 吉岡 哲、家根次代、山根一正、横山直美、金井貴子、
後藤知子、西垣洋明、堀井隆一郎、尾崎加奈
(欠席) 小林洋介
- (2) 諮問に係る (美化センター所長) 濵谷 晃 (公園街路課長) 笠原裕之
担当所管 (商工課長) 宮戸崇起 (生涯学習課長) 万代充彦
(スポーツ推進課長) 岸本年正
- (3) 事務局 (総務部長) 明石一成 (財政課長) 萬代 新
(行政課長) 山本桂士 (行政係長) 田中宏樹

4 会議の概要

- (1) 開会
(2) パブリックコメントの実施結果について
(3) 使用料の見直しに係る答申案について

5 会議録

事務局 それでは定刻前ではございますけれども、本日ご予定の方々がおそろいですので、ただ今から、令和7年度第3回赤穂市使用料手数料等審議会を開会いたします。着座にて進めさせていただきます。

はじめに、本審議会の成立について、ご報告いたします。

本日、所用のため、小林委員より欠席される旨の連絡を受けております。

については、委員数10名のうち、本日の出席者は9名で、過半数に達しておりますので、赤穂市使用料手数料等審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会が成立することをご報告いたします。

また、本審議会につきましては、原則公開の取扱いとしておりますので、傍聴を認めることといたします。

本日、傍聴の申入れが3名の方からございましたので、入室していただきます。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

事務局

事務連絡になりますが、過日、送付いたしました第2回審議会の会議録につきましては、発言者の個人名を伏せた状態にして、市ホームページに公開させていただいております。

続きまして、本日の会議資料を確認させていただきます。

机上に配付しております「会議次第」、「市施設使用料の見直し（案）に対するパブリックコメントの実施結果」、「使用料の見直しについて（答申案）」、「令和7年度使用料改定案」、「座席表」、あと、前回の会議において公費負担割合のお話をさせていただき、少しおかしくない部分があったかも知れませんので、施設ごとの状況を「年度別利用者負担割合（見込）」として一覧にまとめました。前回の補足資料として、本日配付させていただいております。

こちらの資料を見ていただきまして、資料の右から2列目の基準負担割合の欄と、3列目の令和8年度、料金改定後の利用者負担割合の欄を見ていただくと、今回の見直しによって、利用者負担割合が基準に近づいていることがお分かりいただけるかと思います。

なお、2番の市民総合体育館から5番の加里屋まちづくり会館につきましては、それぞれ料金の減免制度がございます。

減免による減収分を含めた場合、要は減免がなかった場合を参考として括弧書きにしておりますので、これら4施設については、こちらで比較していただければと思います。

この件について、何かご質問等はございませんか。

委員A

一番ハイとして大きな2番と3番の市民総合体育館、城南緑地運動施設が、令和8年度の見込みでも18%（26.7%）とかなり開いているし、どうなるか分からないですけれども、もう少し高くしてもいいのかなということをこの資料は示しているのではないかという感じがするんですが、いかがでしょうか。

担当職員

スポーツ推進課です。

おっしゃるように、少し離れているという状況は承知しております。この点につきましては、今回、個人使用料を据置きとしましたので、その分の影響があるかなというふうに分析をしております。ですから、個人使用料が加われば、率としては、もう少し上がったということではありますけれども、やはりいろんな角度から検討を加えた結果、個人

使用料は見送るということで、ご理解いただければと思います。

委員B おっしゃることも分かりますが、将来の子供さんたちの負債ができるだけ少なくするために、現在まだ足りていないところを、利用者で負担するような形にするのは、いかがかと思います。

委員A 6番の葬儀施設は、エッセンシャルなものですね。それより低いというのは、一般的な市民感情として何かおかしな感じがしますね。誰もが使わざるを得ない施設より、設定当初から安く見込むということは、前も申しましたが、3年に1回ぐらい料金改定をするのならともかく、また5年10年据え置かれるとしたら、これは大きな負担になるのではないかでしょうか。

それに、1万円のものが10%上がれば1,000円上がります。でも、100円のものが10%上がっても10円ですよね。そういうことを考えられた結果なのかなと思います。

もちろん全員の意見ではないですけれども、たまたま近所の方と話す機会があって、別にお金持ちでも何でもない普通の家に住んでいる小さなお子さんがいる方が、「100円のものが10円上がっても痛くも何ともない。」という話をされていました。それは、多分全員ではないにせよ一般的な市民感情というものではないかなと思います。最近のスーパーとかの食品の値上がりとかを考えても、この体育館及び城南緑地運動施設の1人当たりの使用料は法外に安いという認識を本当に持たれているのかなと。それで、利用者が減ったらとか、子供のとか言うよりも、実際、値上げ額なんて子供の駄菓子も買えないぐらいの金額ですよね。ない袖は振れないわけですから、もう少しここは本当に真剣に。市の施設ですから、ない袖は振れなくなったらどうにもならないわけです。やはりここはもう少し、たまたまかもしれないけれども、一般市民から考えても「10円、20円は仕方ないよね。」っていう声もある以上は、もう少し考えられてもいいのかなというふうに思います。

担当職員 繰り返しになりますけれども、市民総合体育館の専用使用料と個人使用料であれば、個人使用料の方が収入としては幅が広いものになります。1,000万円ぐらいですけれども、個人使用料が大体7割方あり、今回については、個人使用料は利用される一般の方への影響というのを配慮しようというところですので、ご理解をいただければと思います。

委員 A 70円とかですかね。70円、80円って、そんなにおざいですかね。もう100円でもいいと思いますよ。

委員 B おつりが出なくてちょうどいい。

委員 A 何をそんなに気にされているのか。市民感覚として、あるいは普通にいろいろなものを買っている消費者の側からして、理解できないんですよ。未だに電車の1区間も買えない値段。何でそこまで150円とか70円に固定されるのか。逆に何か深い訳があるんですかって、そう思ってしまいますよね。

薄く広くだから、利用者が多いから気にされるのは、よく分かりますけれども、多くの利用者は10円、20円、例えば70円が30円上がって100円、150円が200円になっても、ほとんど気にされないんじゃないですか。

利用者が多いからということを何かある種の値上げをしないことの免罪符のように言われるのは、何か少し違う気がします。利用者が多いからこそ、そこは逆に言えばもっと真剣に詰めて検討されたのかなと思います。

「何とかご理解いただきたい。」、「もう決まったから、できレースなんで、それで何とか分かってくださいよ。」というニュアンスで言われますけれども、それだったら、この審議会そのものの意味があまりないのかなという気もしますし、ここはどうかなと思います。

委員 B 70円のところを100円にして、障がいのある方を70円じゃなくて50円とかにしてあげた方がいいんじゃないかなと思います。

担当職員 減免制度で障がい者割引はあります。

委員 B おいくらになるんですか。

担当職員 半額です。

屋外施設になると、今回、中学校部活動の地域移行ということで、学校施設が使えるんですけども、使いにくくなりまして、今からクラブチームであるとか、サッカー、野球、屋外スポーツも、この城南施設を使うようになってきます。やはりメインが子供たちというところもありますし、確かに今からパイは増えてこようかとは思って

おりますので、一旦、この部活動地域移行の動向も見ながら、次は3年、5年先になるか分かりませんけれども、その状況を見て、施設の使用料も改めて考えていくたいと思います。

委員B でも、せっかくの機会だから、細かいところを整理された方がいいんじゃないかなと思うんです。これから年寄りが多くなるでしょ。高齢者になると、お医者さんの負担割合が1割で、「もう少しあっても払うのにね。」っていう方もいらっしゃるんです。あまりにも安いからね。そういう感覚もあるんです。

「今まで働いてきたから安くしていただくのはいいんですけども、これから子供たちに負債をたくさん残すよりは、自分たちで少しでも納められる金額だったら構わない。」っていう方もいらっしゃるんですよね。私の同級生とお話をするとときも「もう少しあってもいいよね。」とか。実際に費用がかかってるんでしょ。だから、病院を利用するときでも、100円ぐらい上がっても大丈夫だと思うんです。

ただ、今回3回目になるんですけども、この審議会において、一般的の商売での利潤を追求する判断と役所の方が考える、それとはまた別っていうことがよく分かったんですけども、それでも、もう少し金額を見直してもいいんじゃないかなと感じるんですけども、いかがでしょうか。

委員A さっきも言った1万円のものが10%上がって1,000円に上がるのは、やはりちょっと大きいなっていう感覚はします。

70円が100円みたいな話になっちゃっていて、仮に100円としましょう。30円って今どきスマホのポイントゲームで遊んでいても1日で集まる金額だと思うんですね。何でそこまで据え置かねばならんのか。

それと、広く薄くというもので、ほんの少し上げることが結局広く薄いもんですから、本来そもそもその趣旨は、施設に係る財政の健全化っていうのが多分あるんじゃないかなと思うんです。このまま放っておいたら大赤字。そういう意味では、そういう広く利用されているところを、もともと単価が著しく低く抑えられている部分をある程度見直すことは、これらの施設の赤字を少し良くするには一番いい方法ではないかと思います。どうやら、もうこれでいくと決まっているようなんで、これ以上言っても仕方がないのかもしれませんけれども。

事務局 これは、資料の説明ということで、一旦ここまでにさせていただい

て、この後、答申案を議論いただくときがありますので、そこでもう一度議論していただく形で、会議を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、お配りしております本日の資料としては、計6種類になりますが、配付漏れ等はございませんでしょうか。

遅くなりましたけれども、開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。

会長 もう既に会議が始まっているんですけれども、挨拶をさせていただきます。

本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は次第にもありますように、使用料の見直しに係る答申案についてご協議いただくこととなります。これまでの審議を踏まえた当審議会としての答申を取りまとめていきたいと思いますので、委員の皆様のご協力をお願ひいたします。

事務局 ありがとうございました。

なお、本日は、市長に対する答申案の審議になりますが、パブリックコメントの実施結果を報告させていただきますので、担当所管の課長を出席させていただいております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長 それでは議事を進めてまいります。

次第2、パブリックコメントの実施結果について報告をお願いいたします。

事務局 それでは、机上に配付しております「市施設使用料の見直し（案）に対するパブリックコメントの実施結果」をお願いいたします。

8月26日から9月25日までの31日間、パブリックコメントを実施した結果、3名の方から6項目にわたる意見の提出がありました。寄せられたご意見等の概要と、それに対する市の考え方について、それぞれ担当職員から、資料の順に報告させていただきます。

担当職員 それでは、1のご意見ですが、概要を読み上げいたします。

恵まれた豊かな環境で、日々練習することへの対価は必要である。しかし、使用料10%の値上げによりクラブ会費の値上がりが避けら

れず、部員が減少すると、活動自体にも制限がかかる。市内施設の値上げを行うことは、どのスポーツの活動においても、保護者負担が増えることになり、子供たちの健全な育成の妨げになる可能性が高くなる。また、経済的格差の拡大や活動できる機会の減少につながるおそれもあり、活動を継続することが難しくなることに不安を感じている。

近年の部活動の地域移行化は大きな改革であり、保護者負担が問題視されているとともに、保護者や子供たち、受け皿となる各団体は手探り状態の不安な中で活動している。部活動の地域移行化の受け皿になっているにも関わらず、適切な支援が行われるどころか、保護者負担が増えることに関して、大きな疑問を持っている。部活動の地域移行化で受け皿となる地域のスポーツ団体には支援が必要であり、負担が更にかかるという事態は避け、使用料の値上げを実施する場合は、市内の子供たちの活動については据置きにすることを強く求める。

市民への公平なサービスの一貫として捉えるなら、市外の施設利用者への負担を近隣施設と足並みをそろえた使用料設定にすることも考えられる。しかし、現在合宿等で施設を利用している団体が使用料の値上げにより使用しなくなった場合、周辺の宿泊施設などの観光業等への影響も考えられ、地域の活性化においても不安要素が大きいのではないか。

市の考え方です。

今回の使用料の見直しは、昨今の電気料金や燃料費等の高騰から維持管理経費の増嵩が著しい施設について、市が置かれている厳しい財政状況や、市民相互の負担の公平性確保、利用者負担への配慮という観点から、物価上昇や近隣施設との均衡を勘案し、行っているものであります。

海浜スポーツセンター及び城南緑地運動施設に係る団体使用料については、従来から市内の社会教育団体が社会教育上の目的のために使用する場合は50%減免しており、また、今回の見直しに当たっては、市民の健康増進やスポーツに参加しやすい環境を確保するため、市民総合体育館及び城南緑地運動施設の個人使用料を据え置くこととしているところであります。

中学校部活動の地域移行に伴い、保護者や地域の指導者の方には、様々なご協力をいただいておりますが、引き続き、子供たちが楽しく、安全にスポーツに励むことができる環境を維持していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。以上です。

担当職員 続きまして、2-1から3-3までは、商工課所管の加里屋まちづ

くり会館についてのご意見になります。

2-1の、寄せられたご意見の概要としては、市の施設と市民サービスの観点から値を上げることは避けてもらわなければならない。価格を上げざるを得ないとしても、いきなり2倍や3倍にするのではなく、1割や2割の値上げが妥当ではないかというご意見です。

それに対しての市の考え方としては、現在の利用料金は、約20年前の電気料金を基準に設定したまま据え置かれております。今回の改定案において、利用料金の上昇率は高い区分があるというのは、現行の物価や光熱費と比べて著しく低くなっているためであり、現在の物価に合わせて適正化を図るものでございます。

県内の類似施設の料金体系についても参考とし、これら類似施設と比較しても低い料金設定としておりますので、ご理解をお願いしますという回答にさせていただいております。

続きまして、2-2でございます。

今どき、現金払いもどうなのかと、1円や10円単位でのポイント制を導入してはどうかというご意見です。

市の考え方としては、利便性の向上の観点から重要な課題であるとは認識しながら、導入するにしても、専用システムの整備や運用に新たな費用が発生して、それらの費用が利用料金の引上げにつながりかねないので、現時点での導入は難しいと考えておりますといった回答です。

続きまして、3-1でございます。

営利目的の場合、料金は5割加算となっているが、もっと高く設定すべきではないかといったご意見です。

市の考え方としては、公共施設は本来、営利目的の利用は経済的利益を得る性格なので、通常の利用と区別して相応の負担を求める必要があります。

ただ、加里屋まちづくり会館については、にぎわいの創出や商業の振興のため、事業者の活動を後押しする役割も担っております。そのため、営利目的の利用であっても、過剰な負担とならない程度の抑制的な負担率としており、中心市街地における商業活動を促進するという観点から、現行の5割加算が妥当であると考えております。

続きまして、3-2でございます。

会館ホームページの使用料料金の免除についての記載についてでございます。

市の考え方としては、条例や規則に基づきまして、市が主催又は共催して使用する場合のほか、自治会やまちづくり協議会として活動す

る団体について、利用料金を減免しております。

ご指摘いただきました会館ホームページの記載については、誤解を招く可能性がございますので、分かりやすい表現に修正をいたします。

最後に、3-3でございます。

民間の団体であっても、月謝や会費を徴収している場合は、営利目的とし、きちんと使用料を徴収すべきではないかというご意見です。

市の考え方としては、月謝や会費を徴収して行う活動については現行においても、営利目的の利用と判断し、既に加算の対象として取り扱っております。なお、減免の取扱いについては、上記3-2のとおりでございます。以上です。

会長 ただ今の報告について、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

委員B 1ですけれども、確かに値上げすれば、利用者が減るということが書かれていますが、今の子育て世代のお母さん方は、結構子供さんにお金を使っていらっしゃいますよね。ですから、少し値を上げることによって、利用が減るとは思えないです。切実と書かれていますが、他のことに関して、かなりいろんなことをさせてあげているし、本当に逼迫している方もいらっしゃるかもしれないけれども、これが無料ですって言ったら無料を固辞するだろうと思います。

会長 これは市民の方の声なので、ここで質問されてもちょっと分からないです。市民として、そういう意見があるということです。

審議会ではあまり出なかった「値上げは困る。」という意見が、市民の意見としてあるということなんだと思います。それに対する質問として何かありますか。

委員B 2倍、3倍というような上げ方だったら、みんな少し躊躇すると思うんですけども、2-1だったら1割や2割の値上げが妥当ではないかとなっていて、本当にそうだと思います。

今、赤穂市が赤字ということは皆さんご存じなので、こういうときに多少値が上がっても、皆さんご理解いただけるんじゃないかなと思うのですが。

会長 いかがでしょうか。

あくまで出てきているものに関してはコメントのしようがないと思うんですけども、声を出されている方としてはこういう意見だとい

うことで、前回までの審議会で意見に出ていたものとは、少し差があるところです。

もちろん、いろんな意見があるとは思いますけれども、代表としてこういう声がでているということを一つとして理解いただくということになるかと思います。反対に、「もっと上げろ。」という意見がここで出ていれば、そういう議論になるのかも知れないとされども、そういう反対の意見が出てきてないというのは、見ている限り理解できるかと思います。

続いて、次第3、使用料の見直しに係る答申案について、前回までの案と今回のパブリックコメントを踏まえた上での答申案となります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、答申案をご覧ください。事務局で草案を作成しましたので、読み上げて説明に代えさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

令和7年7月28日付け赤総行第54号で諮問のあった標記のことについて、当審議会は厳正かつ公正な見地に立ち慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。なお、留意すべき事項として、附帯意見を申し添える。

1、答申としまして、市施設の使用料については、平成21年に一部見直して以降、据え置かれてきたが、昨今の電気料金や燃料費等の高騰により維持管理経費が増嵩している中、市が置かれている厳しい財政状況や、市民相互の負担の公平性確保、利用者負担への配慮という観点等を総合的に考慮すれば、別添の「使用料改定案」に示すとおり見直すことが妥当である。

また、使用料の見直しに当たっては、市民、利用者に与える影響が決して小さくないことから、これら施設が多くの市民等に利用され、利用者満足度が一層向上するよう、より適切かつ効果的な施設の維持管理及び運営に積極的に取り組まれることを切に要望する。

なお、審議の概要は別紙のとおりであるが、審議の過程で意見を付した事項は十分尊重され、市民、利用者の理解が得られるよう丁寧な周知、広報に努められたい。

2番として附帯意見を示しております。

今後は、物価動向など社会経済情勢を的確に捉え、原価や公費負担割合等の実態調査を定期的（3～5年を目安）に実施し、その都度、使用料の見直しについて検討、実施されることを要望する。

ページをめくっていただきまして、審議の概要について読み上げさ

せていただきます。

当審議会は、令和7年7月28日以降、3回にわたり会議を開催し、市長から諮問のあった使用料の見直しについて審議を行った。

当該審議に当たっては、市から示された「使用料見直しの考え方」及び「使用料改定素案」に基づき、次に掲げる使用の類型（施設）ごとに検討の上、委員の意見を集約し、次のとおり見直しの方向を取りまとめた。

各施設の使用料見直しに関する当審議会の考え方は、次のとおりである。

1番、見直しの考え方。

市施設の使用料については、施設やサービスを利用して利益を得る者が、当該施設の維持管理経費の一定割合を受益に応じて負担すべきであり、その見直しは、利用者負担への影響に配慮しつつ、各施設の状況に応じたものとすることが適当である。

(1) 建物施設の物理的使用です。

ア、文化会館。市民が身近に文化芸術と触れ合う機会の確保や、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定期からの物価上昇分を基に見直すことが適当である。

イ、市民総合体育館。市では、平成24年に「スポーツ都市」を宣言して以降、生涯スポーツを推進しており、スポーツは、体力の向上や生活習慣病の予防など健康の保持増進、介護予防にも資するものである。

については、競技性の高い専用使用料は、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定期からの物価上昇分を基に見直すことが適当であるが、個人使用料については、物価高騰のあおりを受けている中、利用者の足が遠のくことのないよう配慮し、据え置くことが適当である。

ウ、城南緑地運動施設。市民総合体育館と同様に、競技性の高い団体使用料及び設備使用料については、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定期からの物価上昇分を基に見直すことが適当であるが、個人使用料については、市民の健康増進やスポーツに参加しやすい環境の確保等の観点から利用者負担への影響に配慮し、据え置くことが適当である。

エ、海浜スポーツセンター。近隣の類似施設である県立播磨光都サッカー場の使用料金の動向を参考に、利用者負担への影響に配慮しつつ、現行使用料算定期からの物価上昇分を加味して見直すことが適当である。

才、加里屋まちづくり会館。当該施設については、にぎわいの創出を支援するため、地域住民に活動拠点を提供するものであり、現行利用料は、電気料金のみで原価を算定していることから、県下の人口規模が同程度の自治体における類似施設と比較しても著しく低廉な料金設定となっている。

については、持続可能で安定的な運営を図るために、類似施設との均衡等を勘案し、原価の算定を維持管理経費全体による方法に改め、見直すことが適当である。

(2) 施設とサービスの一体使用です。

ア、葬儀施設。市民の火葬の執行に係る使用料については、物価の上昇を踏まえ、近隣市町との均衡を勘案し、見直すことが適当である。

市民の祭壇及び飾付具の使用並びに死体預りに係る使用料については、葬祭サービスの性質を考慮しつつ、近隣市町との均衡を勘案し、据え置くことが適当である。

なお、市民でない者に係る各使用料については、近隣市町における料金設定（市民の2～6倍）の状況に鑑み、市民の3倍程度に設定することが適当である。

イ、産汚物焼却。市民の使用料については、物価の上昇を踏まえ、近隣市町との均衡を勘案し、見直すことが適当である。

なお、市民でない者の使用料については、葬儀施設と同様、市民の3倍程度に設定することが適当である。

ウ、動物焼却。「ペットは家族の一員」という認識が広まり、利用者の多くが個別焼却となる収骨を希望するため、複数の動物の混焼ができず経費等が負担増となっている現状及び県下市町の状況を勘案し、収骨の有無により料金を区別することが適当である。

「収骨なし」の使用料については、近隣市町との均衡を勘案し、据え置くことが適当であり、「収骨あり」の使用料については、「なし」の場合の5割増し程度に設定することが適当である。

なお、市民でない者の使用料については、葬儀施設及び産汚物焼却と同様、市民の3倍程度に設定することが適当である。

2番、改定の実施時期。

使用料の改定については、令和7年第4回市議会定例会で議決を得た後、市民、利用者への周知期間等を考慮し、令和8年4月1日から実施することが適当である。

3番として、その他。

東備西播定住自立圏域以外の近隣市町（姫路市、相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町）に住所を有する者が市民総合体育館を使

用する場合に、市内居住者としてみなす取扱いを廃止することは、他市町の状況を勘案し、相互主義の観点等から適当であり、同様の取扱いがされているその他の施設についても、併せて見直しを検討されたい。

ということで、事務局として草案を作らせていただいております。

会長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

委員B 3番その他なんですが、姫路市、相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町なんですけれども、お互いに同じ市民扱いにするという話し合いができているんですか。

担当職員 スポーツ推進課です。

この規定につきましては、旧の西播磨テクノポリス圏域というのがありますて、その時に、こういう取扱いをしましょうというお話があったものと承知しております。

ただ、現在は播磨連携中枢都市圏の圏域ということで、新たな枠組みでの活動ということになります。その中では、こういった話は特にありませんので、我々としては昨今の状況からすると、現在活動している東備西播定住自立圏の範囲に改めたいと考えております。

委員B 赤穂市民が向こうへ行ったときに同じ扱いをしていただけるんだったら、その市の方は市民扱いにしてもいいかなとは思うんですけども、赤穂市が同じ市民として扱っているのに、あるところへ行けば、その市民として扱われないというのは少し無理をしていますもんね。だから見直しを検討するということですか。

担当職員 はい。

委員B 分かりました。

委員A 2の附帯意見ですが、3～5年を目安になっていますよね。3年を限度とか、少しきちんと足枷を自ら課したような表現の方がいいんじゃないですか。要は、長くても3年に1回見直すと。それと、先ほどの一番最初に申し上げたものになるんですけども、審議の概要1の(1)の、「据え置くことが適当である」という表現はやはり見直すべき

ではないかと思います。

それと、これはこの前、質疑で申し上げたかなと思うんですけれども、「近隣市町との均衡」という表現が4か所。「類似施設との均衡」という同じような言い回しが何回も何回も出てくるんですが、この前申し上げたのが、他の近隣自治体のこういう施設もおそらくは運営状況は思わしくないはずですよね。そこを横目でにらんでいい提案になるんだろうかと思います。言葉が悪いですけれども、「うちは、うちや。」という考え方、あるいは、ひょっとしたら赤穂市が思い切った料金改定をやることで、「赤穂市さんよくやってくれた。」って他の近隣自治体から称賛されるぐらいの提案であってもいいのかなと思います。これだと何かもう、どこもなかなか値上げができなくて、おそらく困っておられる。それを横目でにらんだ改定案で本当にいいものになるのかなというのがあるので、あまりにも「近郊」を強調したこの表現は、どうかなというふうに読んでいて思いました。むやみに敵を作ればいいというものでは、もちろんないと思いますけれども、やはりどこも多分困っておられる中で、どこかがブレイクスルーしないと駄目な段階ではないのかなという思いもあります。

それこそ「子供の」とかいいろいろ言葉が出てきますけれども、こういうことをしていたら、それこそ子供が大人になったときに大きなツケを残すのではないのかなと。全体のニュアンスを見て、そういう気概を持った答申でないと駄目かなと思いました。何となく上手いこといってないんですけども、あまりとがったことをやったら、近隣との間でコンフリクトが嫌なんで、それも横目で見ながらこんなところで押さえましたというニュアンスになっているような答申になっているかなと思うんです。これは単なる意見ですけれども、少し表現として切実なものを入れないと。

強く求めたいなと思ったのは、やはり「3年で見直す」というところです。

会長 3年の根拠じゃないですけれども、3年ぐらいっていう目安の。

委員A ないです。ただ、今の物価上昇とか、いろんな政局の不安定さ、世界情勢とか考えたら、あまり悠長なことを言ってられないという認識があると思うんですよ。その中で、何となく感覚的に3年というのは、妥当ではあるのかなと思います。

会長 ただし、あまり短すぎると本当に制度として進んでいるのかという

評価が難しいと思いますので、なかなかそこまで端的に区切れるものかと思います。そこに強い何かがあるのであれば、言ってしまってもいいかなと思いますが、あくまで今回の目安としてはこれぐらいで、短期の計画での見直しというのが必要ではないかと思います。

委員A 逆に17年前の答申にどのような表現があったのか知りたいです。その時も3～5年と書いてあつたらどうしようと思うんです。

会長 それをしてきたのか、してこなかったのか、ということですね。あと、近隣の施設に関しては、どちらかというと、参考にする程度で、近隣と足並みをそろえるというよりは、あくまで近隣がこれぐらいなので、市民感情も踏まえて今回の改定案ということで理解をしています。

それを踏まえて3年、5年後の見直しのときには、もしかしたら、赤穂市が主になって、ドラスティックな変化をさせるのかもしれないですけれども、例えば、今回この軽微な値上げによって、利用者がガクンと減ってしまった場合には、そもそも言っていられないとなると、違う観点からの見直しが必要となり、その辺は市の方で判断されるものと思いますが、今回の答申の文言については、事務局の方に少し検討いただくとして、意味合いとしてはそういうふうにさせていただきます。

委員C 1ページの2の附帯意見のところですけれども、今おっしゃったような実態調査を定期的にするというのは、値上げをするに当たって、これはもう、必ず見直しありきで進めていらっしゃるんだなと、私はそれが一番残っています、期間が3～5年を目安ということで、例えば値上げしたことが市民にとってどうだったかという実績みたいなことは、きちんとみんなに知らせることが必要で大切なことなんじゃないかなと思います。3年、5年と言ったら、経費もおそらく蓄積して、どれぐらい変わったかということを系統立ててするんだと思いますが、市民に対して値上げしたんだから、こう変わりましたとか、それこそ反対にマイナスになりましたみたいなことの報告ってすごく大事じゃないかなと思います。

それと、3ページのまちづくり会館のところなんですけれども、最後に「維持管理経費全体による方法に改める」ということになっているんですけども、私が前の会議のときに、あそこにエレベーターがあるということを全く知らなくて、エレベーターの維持管理費がすご

くかかっていたので、その見直しみたいなことも大事なのかなと思います。必要じゃないんだったら撤去するのもお金が要るのかも分かりませんが、高齢者の方に配慮して、それを造って、階段を上がるところをそのままスッと上がれるようにということが目的で設置されたのかなと思いますけれども、もし、あってもなくてもいいものだったら、維持管理費がすごく高かったので、そういう見直しもいいのではないかと思います。

委員A 加里屋まちづくり会館は自治会で使わせてもらったり、明後日も行くんですけども、エレベーターがあることは知りませんでした。

担当職員 入口が2か所あります、2階に上がる階段の裏手にあるもので、少し場所が分かりにくいというのは、お話を聞いていてすごく分かったので、せっかくなので、エレベーターを使っていただけるような形で、表示方法などの工夫を今後考えたいと思います。

会長 最初の3～5年の見直しの情報開示等は、市としてはされるものなんですか。3～5年で見直しをするとして、こういうものに関して、利用状況や収入について情報開示はされるものですか。

担当職員 市民総合体育館の例で言いますと、毎年指定管理者から事業報告書というものが市に提出されます。その中で、施設の利用状況や、市からの委託料、施設の使用料、指定管理者が教室を実施したときの収入など、そういうもので運営した決算書というものが、報告されまして、これについてホームページで公開するという形で、今も実施しております。これは、他の指定管理施設も同様です。ですから、状況については、そういうもので公開されています。

会長 見方はそれぞれかもしれないですが、市民には一応そういう形で公的な機関としては開示されているということだと思います。

ただ、市民がというよりは、運営側がそれを使って今後どうやっていくかというのが見直しということになると思いますので、今回のように20年放置するということがないように、それを3～5年でやっていくのが望ましいのではないかということを附帯意見として、こちらから出せるものかなというふうに思います。

あとは、エレベーターの使用など運営に関しては、運営者が工夫していただいて、よりよく施設を使っていただけるような方策を各施設

で考えていただくところになりますので、少しここの審議会と外れるところになりますけれども、そうしていくことで収入が増えて利用者が増えていけば、もしかしたら、値下げになったり、逆に値上げになったりと、その辺が変化してくるのかなと思います。

いずれにしても、その見直しが必要になってくるでしょうし、あまり近隣がどうこうというよりは、赤穂市独自で見られるのがよろしいのではないかというのが、今回の案になるかなと思います。

先ほどのパブリックコメントがありましたが、どうしても値上げにマイナスの意見というのも表に出てきているところも踏まえての今回の改定案というところになるかと思います。

それを踏まえて、この先、継続的にできるかどうかであったり、あるいは、他の施設への建て替えであったり、新規のものであるとか、総合的なものは、あらゆる組織が関与されるところだと思いますので、その辺は市の方でやっていただくということになるのかなというふうに思います。

前回の議論は、なかなか皆さんが納得いくような落としどころではなかったですけれども、今回に関してはこういうふうなところで、附帯意見として、十分な見直しをしていただきながら進めていただくべきではないかということを強く申し上げたいところです。いかがでしょうか。

委員D 前回でも少し言ったかも分からぬですけれども、この物価上昇分のところの、要するに、現状の人数が変わらないとすれば、それで、マイナスになるであろう部分のところを今回値上げすることによって、儲けるわけじゃないと思うので、その部分が本当にきちんとかなっているのかなというところです。

個人に配慮するのは、もちろんそのとおりだし、部活動が地域移行するということを含めても不安材料は大きいと思う中なんだけれども、やはり今回最初に言った光熱費分はしっかり上げるという意味で、やはりそこを理解してもらうという中身になると思うんですけれども、本当にそこまで近づいているのかということが知りたい部分です。

数字とかいろんなところを見るときにも、70円といつても、どこに資料を見て言っているのか、少し分からなかつたもので、そこに近づいているから、今回は、個人は据え置き、他のところで取るんだっていうところをシンプルに分かるようにしてもらいたいなというのが本音の部分です。だから、そこは上げないといけないなっていうふうに納得がいくんじゃないかなと。理解してほしいだけの言葉では、何

をどう理解したらいいのか分からないので、そういうところが知りたい。

70円や100円ということも大事だけれども、そこに本当に近づいているのか。3年後に、またそれが来るかもしれないということは持つて、ただ、いろんな不安要素があるから今はここまでしか値上げしないということを、文言に落とし込めるならそうした方がいいと思うけれども、そこまで細かいことは難しいかと思うんです。

もし、今付け加えて分かるんだったら、今思っている利用者数が全く一緒として、ここら辺までいくであろうという割合が出ているのかも分かりませんけれども、その人数を教えていただけたらと思います。

会長 それが一番最初に説明のあったその見込みの範囲になると思うんですけども、この利用者数ですよね。掛け算をどの辺で見ているかという説明ができるのであれば、お願いしたいと思います。

委員D 単純に、令和7年度から8年度にどのくらいプラスになるかというところで、ここはプラス、ここは何倍っていうことだと思うのですが、最初の会議始まりからこれをサッと読み取れと言ったらちょっとなかなかそんな力はないので、そこは丁寧に聞きたいなというところなんです。

会長 ざっくりと1,000万円ぐらいの増収ということなんだと思うんですけども、ただ、加里屋まちづくり会館での収入が大きくなるということになります。金額の上げ方としては、そこが大きくなるため、他に関しては微増ということなのかなというふうに思います。

これが利用人数は変わらないという前提での計算をされているのか、利用人数が増えるという見込みでの計算かというところかと思いますが。

担当職員 利用人数は同じで計算しています。

会長 このまま利用者が維持されれば、これぐらいの収入が見込めるであろうということになるでしょうし、上げたことによって利用者が減るということになれば、おそらく減収になると。反対ももちろんありますけど、そこはちょっとXの数字になりますから、ここでは判断はできないので、それを3年ぐらいを目途にして、毎年追いか

けてみてどう変化するかということになるでしょうし、それこそ1年後に大きく変化するようであれば、早めの修正が必要ではなかろうかということになるのかなというふうに思います。

委員A あくまで、これは令和8年4月から上げるということで計算されているから、令和9年であれば、3か月分はもう少し上振れしてくるわけですよね。

会長 年度ですから、令和8年度も12か月分になります。あくまで1年間の収入ということになります。もちろん、分からないですけれども、最初の数か月は落ち込む可能性もあります。

ですから、単年度の評価というのは、なかなか難しいだろうということで3～5年ぐらいなのかなというところだと思います。

ただ、委員がおっしゃったような3年の足枷をはめるということであれば、3年で見直しということをこちらから出して、そのとおりされるかどうかは、市が決めることでありますので、ここを3年に修正して答申するということも一つかなと思います。

事務局 先ほど委員さんから話のありました前回の答申がどのようにになっているのかというところなんですけれども、前回の平成20年度の答申には附帯意見は付いていません。前回の見直しから10年、20年放置してきたというところもありますので、今回はそういうことがないように、定期的に見直していくべきではないかというところで附帯意見を付けさせていただいております。

委員A 私の言い方は、その足枷をもう少し重くしたらどうでしょうかということです。

会長 3年と切ってしまっても、特段こちらは問題ないと思います。ほかいかがでしょうか。

いろいろあるとは思いますけれども、その辺りの3～5年の表記を3年に変えるであったり、あとは近隣施設のとろであくまで足並みをそろえるというよりは参考程度ということで、大きな違いはないということを示しながらも、より適正に近づけながらも市民が利用しやすいような、先ほど委員からありましたが、経営の健全化というよりは、利用者と運営者の相互の観点からというのが今回の意義だと思いますので、あまり大きな変化というよりは少しづつ見直していく。そ

ういうことをしてくださいということが、今回こちらの審議会から言えるところかなと思いますので、そのように修正させていただいて、市長に答申するということで、よろしいでしょうか。

あくまで今回に関しては、この20年間の穴埋めをしつつ、現状を理解していただきながら、もう一度3年後ぐらいに見直し、継続的な運営をしていただきたいという意見を伝えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 はい、ありがとうございました。

それでは、そのようにして当審議会の方針として市長に答申したいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日ご審議いただきました答申につきましては、後日日程調整の上、会長から市長に答申書を手交していただきたいと思います。

市では、それを受けまして、11月に開会されます第4回市議会定例会への各施設使用料の条例改正案の提出を予定しており、議会での審議、議決を経て、使用料の改定に至ることとなります。

その後、市民や利用者の皆様には、広報あこうや市ホームページ等に掲載するほか、今回の見直し対象施設でも料金改定の旨をお知らせするなど、丁寧な周知・広報を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

会長 それでは、これをもちまして、審議会を終了させていただきます。

委員の皆様には、限られた時間の中で活発かつ有意義な議論を賜り心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。